

大田区介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業  
重要事項説明書



合同会社 ファミタウン洗足  
ファミタウン洗足

〒145-0063  
東京都大田区南千束2丁目17番1号  
TEL:03-5935-6467  
FAX:03-5935-6468

# 大田区介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業

## 重要事項説明書

この重要事項説明書は、平成11年厚生労働省令第37号（平成27年1月16日改正）及び平成18年厚生労働省令第35号（平成27年1月23日改正）等及び大田区の定める介護保険法関係の条例に基づき、大田区介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（介護予防通所介護相当）のサービスを提供するにあたり、当事業所が契約者に説明すべき重要事項を記したもので

### 1. 事業者の概要

事業者(法人)の名称	合同会社 ファミタウン洗足
所在地	〒145-0063 大田区南千束2丁目17番1号
代表者	株式会社いこい 職務執行者 代表社員 吉國 達朗

### 2. 事業所の概要

事業所名称	ファミタウン洗足
所在地	〒145-0063 大田区南千束2丁目17番1号
事業所番号	No.13A1100471
連絡先	TEL : 03-5935-6467 FAX : 03-5953-6468
サービス提供地域	大田区の一部（池上、石川町、鶴の木、上池台、北千束 北馬込、北嶺町、久が原、中央、田園調 布、田園調布本町、田園調布南、仲池上 中馬込、西馬込、西嶺町、東馬込、東嶺 町、東雪谷、南久が原、南千束、南馬込 南雪谷、雪谷大塚町）

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### （1）事業の目的

合同会社ファミタウン洗足が開設するファミタウン洗足（以下、「事業所」という。）が行う大田区介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下、「サービス」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び

管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者が、総合事業対象者又は要支援状態にある高齢者（以下、「事業対象者等」という。）に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

#### （2）運営の方針

- ① 事業所の従業者は、事業対象者等の心身の特徴を踏まえて、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練や口腔機能訓練など必要な援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

#### （3）職員体制

職種	職務内容	人数
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関係する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。	常勤 1名以上
看護職員	利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護・口腔機能向上サービスを行う。	非常勤 1名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能訓練を行う。	非常勤 1名以上
生活相談員	利用者及び家族に対し生活指導及び介護に関する相談及び助言を行う。利用者の心身の状況等を踏まえて(介護予防)通所介護計画の作成等を行う。居宅介護(介護予防)支援事業者と連携し必要な調整を行う。	常勤 1名以上
介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。	非常勤 1名以上

#### （4）利用定員

定員 25 名

（1 単位目：13 人 2 単位目：12 人 3 単位目：13 人 4 単位目：12 人）

※利用定員は、指定通所介護サービス、指定介護予防通所介護サービス及び介護予防・日常生活総合支援総合事業第 1 号通所事業サービスの合計人数です。

(5) 事業所の営業日及び時間

営業日	月・火・水・木・金・土曜日 (但し、祝日そのほか法人が定める日を除きます)
営業時間	月曜日から土曜日 8時30分から17時30分まで サービス提供時間は、1単位：9時00分から12時15分まで 2単位：13時45分から17時00分まで 3単位：9時00分から12時15分まで 4単位：13時45分から17時00分まで

3. 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービス内容
機能訓練	日常生活における生活機能の維持・回復のため、機能訓練指導員等により、契約者ごとに心身等の状況に応じた個別機能訓練を行う
口腔機能訓練(注1)	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。(原則として利用開始から3ヶ月以内まで)
送迎	契約者に対し送迎サービスを提供する
相談・助言	契約者及びその家族の生活指導、また日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う
健康チェック	契約者へ無理の無いプログラムを提供するため、体温・血圧・脈拍の測定等をサービス開始時に行う

注) 1 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

4. 利用料金

(令和6年4月現在)

(1) 第1号通所事業(介護予防通所介護相当) サービスの利用料

※自己負担額は介護保険適用の場合です。

利用者の介護度	サービス名	利用料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2	はつらつ体力アップサポート	4,251円/回	425円/回	850円/回	1,275円/回

※上記利用料金に、下記料金が加算されます。

	加算料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
口腔機能向上 上加算 I (ひと月に1回)	1,635 円／月	163 円／月	327 円／月	490 円／月

## (2) キャンセル料

- 1 契約者は事業者に対して、サービス実施日の前日午後3時まで(体調不良による当日の中止連絡は8時まで)に連絡することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 第1項の時間帯を過ぎた場合又は事前のご連絡のない場合は **1000円** のキャンセル料を頂きますので必ずご連絡をお願いします。

## (3) 利用料のお支払方法

利用の翌月 25 日までに前月分の請求書を送付し、あらかじめ指定していただいた金融機関の口座から、利用の翌月 26 日に、自動振替にてお支払いただきます。

## 5. サービスの利用頻度

利用する曜日や内容については、介護予防ケアマネジメント計画等に沿い、契約者と協議の上決定し、サービス提供票に定めます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防ケアマネジメント等に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

## 6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化などがあった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

主治医

主治医氏名	
連絡先	

ご家族

氏名	
連絡先	

## 7. 事故発生時の対応

- ① 契約者により事故が発生した場合は、区市町村、契約者の家族、契約者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 契約者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 記録の整備

契約者に対するサービス提供に関する記録を整備し、契約終了時から2年間保存します。

## 9. 個人情報の保護について

- ① 事業者は、契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いません。また、契約者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 10. 人権擁護と高齢者虐待防止法 事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。・事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職・氏名) 管理者 吉國 達朗
-------------	------------------

- ・事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・事業所は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・事業所は、苦情開設体制を整備しています。
- ・事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
  - ・事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス及びハラスメント（利用者、ご家族を含む）体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
  - ・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護（現に養護している家族・親族・

同居 人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町 村等に通報します。

11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ・事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。

- ・サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人等に、提供 ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。

- ・事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃 止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行 います。

- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

12. 褥瘡防止と対策

- ・事業所は、利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護サー ビスの提供に努めます。

13. 事業所は褥瘡発生を防止する為の体制を整備します。

14. 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 15. 非常災害対策

災害時の対応	通報、初期消火、避難誘導担当の指示に基づき対処
防災設備	消火器、水バケツ
防火責任者	吉國 達朗

16. 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるるとともに、常に密接な連携に努めます。

- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。

- ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の 訓練を定期的に行います。

- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活

用しサービス担当者会議等を行います。

- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。 (2) 非常災害対策 事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。
- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

## 17. サービス内容に関する苦情

### ① 事業所の相談・苦情窓口

苦情受付電話： 03-5935-6467 管理者：吉國 達朗

### ② その他

大田区役所福祉部介護保険課 介護サービス担当 TEL:03-5744-1655  
東京都国民健康保険団体連合会 TEL:03-6238-0177

サービスの提供開始にあたり、ご契約者に対し本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 : 合同会社ファミタウン洗足  
名称 : ファミタウン洗足

説明者 職名 氏名 印

令和 年 月 日

私は、上記内容について説明を受け、同意しました。

契約者 氏名 印

代理人 氏名 印